

奈良県告示第四百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大和都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局県土利用政策課及び大和郡山市都市建設部まちづくり戦略課において縦覧に供する。

令和七年三月十八日

奈良県知事 山下 真

変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	土地の区域
大和都市計画道路 三・四・三〇一号 高田矢田線	大和郡山市南郡山町、材木町、高田町、高田口町、矢田町通、柳二丁目、柳三丁目、北大工町、矢田町、千日町、外川町、田中町、永慶寺町、朝日町及び城見町